

議案第19号

大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱案

平成31年4月24日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

トップアスリート又は一流指導者を講師として招へいし、スポーツ教室等を開催することにより競技者の競技力の向上又は指導者の資質向上を図るため、大野市トップアスリート等招へい事業補助金を交付することについて、必要な事項を定める

大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、トップアスリート又は一流指導者（以下「トップアスリート等」という。）を講師として招へいし、競技者の競技力の向上又は指導者の資質向上を図るため、スポーツ教室等を開催する市内のスポーツ団体等に対し、大野市トップアスリート等招へい事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) トップアスリート プロスポーツ選手、元プロスポーツ選手又は高校生以上を対象としたスポーツの全国大会で上位の成績を収めた者をいう。
- (2) 一流指導者 プロチームの監督若しくはコーチ又はスポーツの全国大会で上位の成績を収めた個人若しくは団体の監督若しくはコーチをいう。
- (3) スポーツ教室等 実技講習会、講演会又は研修会をいう。
- (4) スポーツ団体等 市スポーツ協会加盟団体、市内スポーツ少年団、市内に所在する事業所若しくは非営利団体又は市内に在住する個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、トップアスリート等を講師として招へいして、スポーツ教室等を開催するスポーツ団体等とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるスポーツ団体等は補助金の交付の対象としない。

- (1) 大野市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員を構成員に含むスポーツ団体等
- (2) 公序良俗に反すると認められるスポーツ団体等
- (3) 市税及び市が賦課している手数料等を完納していないスポーツ団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該

当する事業とする。

- (1) 市内で開催するスポーツ教室等の事業
- (2) 市民を対象としたスポーツ教室等の事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 講師謝金
- (2) 講師の旅費及び宿泊費
- (3) 講師の派遣を依頼する場合の手数料
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から、スポーツ教室等の参加者負担金の総額及び他の団体等からの助成金等を差し引いた額とし、10万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付限度)

第7条 同一スポーツ団体等への補助金の交付は、1の年度内において1回を限度とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、事業開催日の30日前までに市長に提出するものとする。

- (1) トップアスリート等招へい事業計画書（様式第2号）
- (2) トップアスリート等招へい事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 補助対象者が第8条の規定による申請の事項を変更（軽微な変更を除く。

)しようとする場合は、あらかじめ大野市トップアスリート等招へい事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に、変更の内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、大野市トップアスリート等招へい事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに大野市トップアスリート等招へい事業補助金完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) トップアスリート等招へい事業報告書(様式第8号)

(2) トップアスリート等招へい事業収支決算書(様式第9号)

(3) 経費の支出が確認できる領収書の写し

(4) 事業実施時の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者の申請内容等に不正の事実があると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印
電話番号

大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおりトップアスリート等招へい事業を実施したいので、補助金を交付されたく大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 同意事項

大野市トップアスリート等招へい事業補助金の交付を受けるに当たり、交付要件の審査のため、市が申請者の税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

3 添付書類

- (1) トップアスリート等招へい事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) トップアスリート等招へい事業補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) その他必要な書類

様式第2号（第8条関係）

トップアスリート等招へい事業計画書

スポーツ教室等の 名称	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施場所	
講師名	
講師の経歴	
募集対象	
募集方法	
参加費	
事業の目的及び 内容	
特記事項	

※この用紙に記載しきれない場合は、別葉に記載して提出してください。

※開催要項、募集チラシ等があれば添付してください。

様式第3号（第8条関係）

トップアスリート等招へい事業収支予算書

【収入】

（単位：円）

費目	予算額	積算内訳
補助金		
参加費		
自己資金		
その他		
計		

【支出】

（単位：円）

費目	予算額	積算内訳
補助対象経費		
	小計（①）	
補助対象外経費		
	小計（②）	
合計（①＋②）		

※見積書等があれば添付してください。

様式第4号（第9条関係）

大野市指令 第 号

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大野市トップアスリート等招へい事業補助金について、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は、円とする。
- 3 大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第13条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業が完了した時は、速やかにトップアスリート等招へい事業補助金完了実績報告書及び請求書に指令書の写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印
電話番号

大野市トップアスリート等招へい事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号にて交付決定のあったみだしの事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	増減額
円	円	円

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

(1) 変更の内容を確認できる書類

様式第6号（第10条関係）

大野市指令 第 号

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

大野市トップアスリート等招へい事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあったトップアスリート等招へい事業補助金について、トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。

当初交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
変更額	金	円
- 3 大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第13条に該当するとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業が完了した時は、速やかにトップアスリート等招へい事業完了実績報告書及び請求書に指令書の写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印
電話番号

大野市トップアスリート等招へい事業完了実績報告書

年 月 日付大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了しましたので、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 スポーツ教室等の名称

2 補助金の交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) トップアスリート等招へい事業報告書（様式第8号）
- (2) トップアスリート等招へい事業収支決算書（様式第9号）
- (3) 経費の支出が確認できる領収書の写し
- (4) 事業実施時の写真
- (5) その他必要な書類

様式第8号（第11条関係）

トップアスリート等招へい事業報告書

スポーツ教室等の 名称	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施場所	
講師名	
参加者数内訳	計： 人（男性 人 女性 人）
募集方法	
参加費	
事業の内容 実施結果及び課題	
特記事項	

※この用紙に記載しきれない場合は、別葉に記載して提出してください。

様式第9号（第11条関係）

トップアスリート等招へい事業収支決算書

【収入】

（単位：円）

費目	決算額	積算内訳
補助金		
参加費		
自己資金		
その他		
計		

【支出】

（単位：円）

費目	決算額	積算内訳
補助対象経費		
	小計（①）	
補助対象外経費		
	小計（②）	
合計（①＋②）		

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印
電話番号

大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた補助金について、大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付請求額 金 円

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普 当	
口座名義人	フリガナ	

※添付書類

- (1) 大野市トップアスリート等招へい事業補助金交付決定通知書の写し又は大野市トップアスリート等招へい事業補助金変更交付決定通知書の写し
- (2) 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）